

訪問購入(押し買い)

「着なくなった古着や着物を買取りますよ」などと言って家に上がり込み、言葉巧みに宝石や貴金属を市場価格より大幅に安く買い取ってしまいます。

対策

- ①呼んでいない業者が来たらきっぱり断る
- ②買い取りを依頼する際は家族や友人に同席してもらう
- ③売却する場合には必ず契約内容が書かれた書面をもらう

催眠商法

「新商品の特売を行うから」などと閉め切った会場に人を集め、言葉巧みに会場の雰囲気盛り上げて冷静な判断ができないようにさせ、最終的に高額な商品売りつけます。景品やサンプル商品を配り、得た気分させるのも特徴です。

対策

- ①自由に出入りできないような場所に立ち寄らない
- ②「買わないと損」という雰囲気に流されない

送りつけ商法

突然電話で「注文を受けた商品を送る」と連絡があり、断っても「解約できない」などと言って商品を送りつけ、代金を支払わせます。カニ・エビ・ホタテなどの生鮮食品や健康食品などの被害が多く報告されています。

対策

- ①商品が届いても代金を支払わない
- ②受け取ってしまった商品は送り返す

点検商法

直接、高齢者などの自宅を訪問し「点検は無料ですから」などと安心させて、「このままでは大変なことになる」と高額で不必要な住宅備品(浄水器や床下換気扇など)やリフォームの費用を請求してきます。

対策

- ①知らない事業者を家に上げない
- ②契約書にすぐ押印やサインをしない

少しでも怪しいと思ったら すぐに電話!

消費者トラブル全般の相談

消費者ホットライン188

お住まいの近くにある消費生活センターなどにつながります。

詐欺・悪質商法など
犯罪被害相談は…

警察総合相談ダイヤル #9110

犯罪被害の未然防止など生活安全を守るための相談窓口につながります。

契約してしまっても、諦めないで! 「クーリング・オフ」制度を知っていますか?

クーリングオフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内に契約を解除できる制度です。

- 1 契約書面の受取日から8日以内(例外あり)に書面で通知

- 2 はがきを書いて両面をコピーして保存。はがきは「特定記録郵便」か「簡易郵便」で送付。もしクレジット契約をした場合はクレジット会社にも通知する。

- 3 支払ったお金が全額返金され、商品の引き取り料は業者負担

—はがきの書き方—

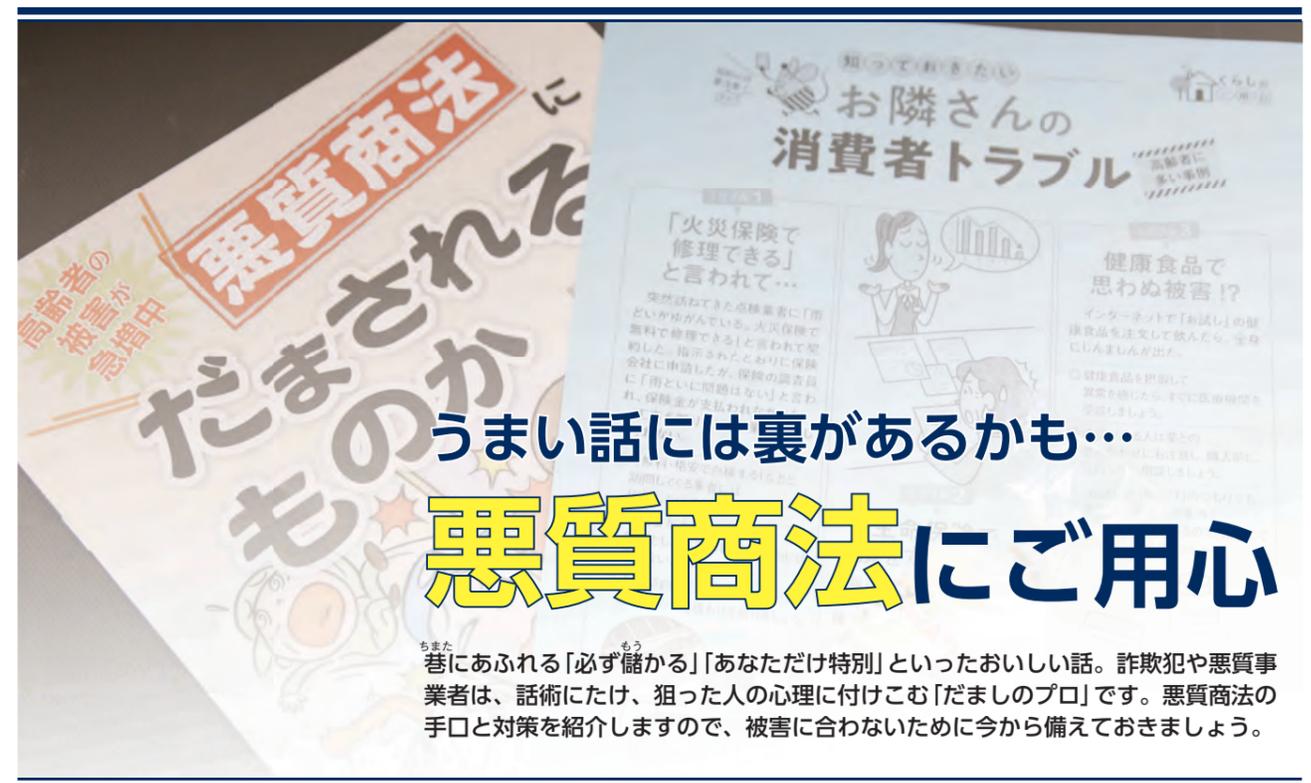
通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 令和●年●月●日
商品名 ●●●●
契約金額 ●●●●円
販売会社 ●●●●会社
担当者 ●●●●

支払った代金●●●●円を返金し商品を引き取ってください。

令和●年●月●日
住所 栃木県那須塩原市●-●
氏名 ●●●●



うまい話には裏があるかも… 悪質商法にご用心

またあふれる「必ず儲かる」「あなただけ特別」といったおいしい話。詐欺犯や悪質事業者は、話術にたけ、狙った人の心理に付けこむ「だましのプロ」です。悪質商法の手口と対策を紹介しますので、被害に合わないために今から備えておきましょう。

本 来対等な立場にあるべき消費者と事業者。しかし、この関係性に優劣が発生すると、さまざまな消費者トラブルを招きます。「商品情報や専門的知識が不足しがちな消費者は事業者に比べ、弱い立場にあります」と話すのは、消費生活センターの相談員として14年勤務する朝比奈さん。事業者は膨大なデータを持ち、交渉力も高く優位になりやすいという。

消費生活センターの1カ月あたりの相談受付件数は、多い時で90件ほど。簡単に儲かるとうたった情報商材や話を聞くだけで数十万円稼げるといった副業サイト、定期購入に関するトラブルなどの相談が多く寄せられています。



消費生活センターの皆さん

「自分はだまされないと油断している」と思ってもよらない状況で巻き込まれてしまう消費者トラブル。困ったときには一人で抱え込まず、消費生活センターに相談してください。